

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

##### 取組内容：

- ・羽毛・寝具素材メーカーや再生ダウンの加工業者と連携し、環境負荷を抑えた新素材の共同開発を推進。
- ・地域の老舗寝具工場や縫製技術を持つ中小企業と連携し、技術の継承・再活用を行うことで地場産業の活性化にも貢献。
- ・他業種（例：建築、不動産、福祉施設）とのコラボレーションにより、快眠空間設計や施設向け快眠ソリューションの提供にも取り組む。

#### b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

##### 取組内容：

- ・サプライヤーや販売パートナーとの受発注や在庫情報をクラウドで共有し、業務効率化とペーパーレス化を推進。
- ・小規模取引先へのIT導入支援として、簡易なデータ管理ツールやセキュリティ対策の初步的なレクチャーを実施。
- ・顧客データや睡眠セミナーの参加データを連携先と共有し、パーソナライズされた商品開発・提案に活用。

#### c. 専門人材マッチング

##### 取組内容：

- ・睡眠科学や人間工学の専門家、理学療法士・作業療法士、医療関係者と連携し、商品開発や睡眠改善セミナーを共同開催。

- ・地域の高専・大学と連携し、商品設計や素材研究に関心を持つ学生とのマッチング機会を創出。
- ・自社セミナーを通じて、睡眠や健康領域の専門人材の発掘とネットワーキングを促進。

- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

**取組内容：**

- ・国内で回収された羽毛を再利用した「リサイクルダウン」枕の開発・普及に取り組む。
- ・協力工場と連携して、省エネルギー型の羽毛洗浄・乾燥設備の導入を支援。
- ・環境配慮型の包装資材(紙製・再生可能素材)を調達し、取引先にも同様の資材切り替えを推奨。
- ・CO<sub>2</sub>排出量を可視化し、グリーン調達を選定基準に組み込む。

- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

**取組内容：**

- ・取引先企業やその従業員向けに「快眠セミナー」「疲労回復のための睡眠環境改善講座」などを共同開催。
- ・睡眠と生産性の関係に関するデータを共有し、健康経営の観点から睡眠の質改善を啓発。
- ・睡眠環境を見直すための社内キャンペーンや福利厚生施策(例:オフィス仮眠スペース整備提案)を共同提案。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

## ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2025年6月20日

株式会社 Nanalapis

企業名

代表取締役 永井桂子

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。